平成２９年（フ）第１７４号
愛知県豊橋市青竹町字八間西50番地　豊橋市民病院、住民票上の住所愛知県豊橋市菰口町２丁目16番地１（205）
債務者　岩崎　　勉
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１７６号
岡山県浅口市鴨方町小坂東2192番地
債務者　花野　靖啓
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３９６号
熊本市中央区黒髪５丁目10―27　ユトリロ黒髪106、住民票上の住所熊本市北区高平３丁目９番40号
債務者　大塚　奈菜
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２９６号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3209番地　町営阿知利団地301
債務者　金城　裕子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１７２２号
札幌市白石区米里５条１丁目10番11号
債務者　荒木　駿佑
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７３３号
札幌市南区南33条西９丁目２番20号
債務者　山田　孝夫
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７５３号
札幌市北区篠路10条２丁目１番22号
債務者　竹田明日香（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７６６号
北海道恵庭市恵み野西６丁目７番13
債務者　白石　澄江
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７７４号
札幌市西区琴似４条２丁目３番43―105号
債務者　三上　　香
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７８３号
札幌市東区北42条東９丁目２番１―302号
債務者　篠塚　法子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７９０号
札幌市東区東苗穂５条１丁目５番１―202号、申立時の住所札幌市東区北35条東22丁目２番８号
債務者　原田　康之
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７９６号
北海道北広島市輪厚中央１丁目６番地７
債務者　武藤佐千代
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９８号
釧路市武佐４丁目22番21号　ＴＭ16―６
債務者　浅野　弘子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２０９号
釧路市新栄町10番14号　グリーンコーポ１―Ｅ
債務者　笹野　美穂
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
釧路地方裁判所

破産手続廃止

平成２９年（フ）第３９３号
千葉市稲毛区天台４丁目７番７号　千草台コープＢ棟104号
破産者　小岩　洋子
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７１５号
千葉市花見川区柏井町1555番地
破産者　株式会社ウインスター
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７１６号
千葉県八千代市大和田新田414番地93
破産者　星野　　勝
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７１７号
千葉県八千代市大和田新田414番地93
破産者　星野　裕子
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係